

## 防犯外灯設置等補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、夜間における犯罪の発生を防止して、公共の安全に資することを目的として、自治会が自らの負担において防犯外灯の新設・修繕（以下「設置等」という。）を行った費用及び自治会が維持管理している防犯外灯の電気料（以下「電灯料」という。）に対して財団法人四日市市まちづくり振興事業団が行う一部補助につき、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象)

第2条 この要綱に基づく補助の対象は、次に定めるものとする。

- (1) 防犯外灯の設置等 別に定める期間に、自治会が自らの負担で設置等を行った防犯外灯で、消費税及び地方消費税を含めた1灯当たりの工事費用（以下「設置等費用」という。）が5,000円以上のもの。ただし、自動点滅器の取替え・修繕を行った場合には、2,000円以上のもの
  - (2) 電灯料 当該年度の別に定める月までに設置された、自治会が自ら維持管理する防犯外灯の年間電気料
- 2 前項第1号に定める防犯外灯の設置等について、別に定める期間内に複数回の修繕を行った場合においては、1回分のみ補助対象とする。
- 3 第1項第2号の年間電灯料の額は、別に定める基準月の電灯料に12月を乗じて得た額とする。ただし、当該年度基準月の電灯料に、新設による日割り、停電等による割引がある場合は、減額前の電灯料に補正した額を基準月の電灯料とみなす。

### (補助金の交付額)

第3条 補助金の額は、下表のとおりとする。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

#### ＜防犯外灯の設置等＞

工事種別 機器区分	新設 (5,000円以上)	修繕 (5,000円以上)		自動点滅器修繕 (2,000円以上 5,000円未満)
蛍光灯	補助率 50%以内 補助上限 14,000円	補助率 50%以内 補助上限 14,000円		一律 1,000円
<u>LED灯</u>	<u>補助率 60%以内</u> <u>補助上限 20,000円</u>	<u>(LED灯に交換*1)</u> <u>補助率 60%以内</u> <u>補助上限 20,000円</u>	(LED灯の修繕) 補助率 50%以内 補助上限 14,000円	

\*1：従来の機器に蛍光管と同形状のLED管を取り付ける場合を含む。

<電灯料>

機器区分	電灯料
蛍光灯	年間電灯料の 75%
<u>LED灯</u>	

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請は、地区連合自治会単位で行うものとし、地区連合自治会の代表者（以下「申請者」という。）は、防犯外灯設置等補助金交付申請書（第1号様式）又は防犯外灯電灯料補助金交付申請書（第2号様式）に、次に掲げる書類を添えて財団法人四日市市まちづくり振興事業団理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

(1) 防犯外灯の設置等

- ア 防犯外灯設置等報告書（第3号様式）
- イ 防犯外灯設置等内訳明細書（第4号様式）
- ウ 工事施行業者の領収書の写し又はそれに代わる書類
- エ 設置等費用及び設置した外灯の種類（蛍光灯かLED灯であるか）が確認できる書類（工事明細書等）
- オ 防犯外灯新設箇所位置図

(2) 電灯料

- ア 防犯外灯電灯料報告書（第5号様式）
- イ 当該年度基準月分電灯料の領収書の写し
- ウ 1灯当たりの電灯料明細の判かる書類の写し（請求明細等。ただし、領収書で判かる場合は不要）

(補助金の交付決定通知)

第5条 理事長は、前条の申請に基づいて内容を確認し、適正であると認めるときは、防犯外灯設置等補助金交付決定通知書（第6号様式）又は防犯外灯電灯料補助金交付決定通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。ただし、理事長は必要に応じ条件を付することができる。

(補助金の交付請求)

第6条 申請者は、前条の決定通知を受け取ったときは、防犯外灯設置等補助金請求書（第8号様式）又は防犯外灯電灯料補助金請求書（第9号様式）を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 理事長は、前条の請求に基づき、速やかにその補助金を交付するものとする。

(是正のための措置)

第8条 理事長は、当該補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを事業団に命ずることができる。

(決定の取消し)

第9条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定通知書に付した条件若しくは理事長の指示に違反したとき。
- (2) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (3) その他補助金の使用が不適切と認めるとき。

(補助金の返還)

第10条 理事長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(書類等の整備)

第11条 財団法人四日市市まちづくり振興事業団は、補助事業に係わる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日に属する四日市市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

(検査)

第12条 四日市市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者の報告に基づき、帳簿等関係書類、物件、施設等を検査することができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第3号様式、第4号様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。